

# 社会福祉法人 御荘福祉施設協会 役員等報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「当法人」という。）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程で常勤役員とは、本法人に週2日以上勤務する者、又は以下のいずれかの方法等により、常に業務執行を行っていることと評議員会が認めた者をいう。

- (1) 常時、法人拠点に在勤していること。
- (2) 常時、役職員との面談・会議等が可能であること。
- (3) 電話、電子メール等を活用して常に業務把握、決裁、指示、交渉等が行なえる状態にあること。

2 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等のことをいう。

## (報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務状態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については報酬、退職手当を支給し、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。ただし、評議員には退職手当は支給しない。

## (常勤役員に対する報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める。
- (2) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額。ただし、評議員については支給しない。
- (3) (1)の報酬に係る業務の他、当該非常勤役員等が同日にあわせて他の法人業務を行った場合であっても重複して報酬は支給しない。

## (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (在籍年数の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる在籍年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの年数による。

2 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、在籍年数が6カ月以上1年未満である場合には、これを1年に切り上げる。

#### (端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満端数については、これを1円に切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (費用弁償)

第11条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人の業務を行う場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

2 前項にかかわらず、以下の各号による場合は、費用を弁償しない。

(1) 評議員会、理事会等に出席する場合

(2) 法人事業所での会議等に出席する場合

(3) 町内での会議等に出席する場合

#### (公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補足)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

#### 附則

1 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

3 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

4 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

5 この規程は、令和5年7月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

業 務 等	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

## (2) 理事

業 務 等	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

## (3) 監事

業 務 等	日額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 3 (退職手当算定式)

役 職 名	計 算 方 法
理事長	10,000 円×在任年数 (上限 100,000 円)
理 事	10,000 円×在任年数 (上限 100,000 円)
監 事	10,000 円×在任年数 (上限 100,000 円)